

子育て応援特別手当とは

※平成21年2月1日現在、美波町に住民基本台帳登録のあることが必要です。

【支給対象となる子】

平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれの児童であり、かつ、**第2子以降の児童**であること。

【支給金額】 支給対象児童1人につき、3.6万円(1回払い)

【支給先】 支給対象となる子の属する世帯主(住民基本台帳上の世帯主)

【支給手続】 各世帯主による申請に基づき支給する。※郵送による申請も可能

【申請先】 美波町役場住民福祉課(本庁)又は 美波町由岐支所住民室(支所)

【申請期限】 平成21年9月17日(木)まで

※期限を過ぎますとお支払いできなくなりますご注意ください。



平成20年度の緊急措置です。該当されます方は、お早めに手続きにお越しく下さい。

詳細は、下記までお問い合わせください。

役場住民福祉課 ☎77-3614

由岐支所住民室 ☎78-2212

乳幼児等医療費助成事業についてのお知らせ

平成21年4月1日から美波町独自の取り組みとしまして、子育て支援を目的に乳幼児等医療費助成対象年齢を小学校卒業(3月31日)まで拡大しました。

【助成の制限等】

■1レセプト600円の本人負担金 有り

■医療費助成に係る所得制限 有り

【お問い合わせ先】

美波町役場 住民福祉課 ☎77-3613

由岐支所 住民室 ☎78-2212

教育委員会からのお知らせ

5月定例教育委員会開催の日程について

記

■日時 平成21年5月29日(木) 午前9時00分～

■場所 美波町役場本庁 教育委員会横会議室

文化講演会

◆日時 5月12日(火)
午後2時から3時30分

◆会場 美波町立由岐公民館2階 大会議室

◆講師 こさかじゆんこ 小坂淳子さん
徳島県立文学書道館名誉館長

◆演題 『父 小坂奇石の足跡』

講演会の中で昨年、制作されました「線の行者 小坂奇石」の上映も行いますので、書に興味のある方は、ぜひお越しください。

お問い合わせ先 由岐公民館 ☎78-0007

SF商法・海外宝くじメールにご注意!

平成21年1月下旬から、最近家庭用温熱治療器を販売する、いわゆる「SF商法(催眠商法)」に関する相談が、徳島県消費者情報センターに立て続けに寄せられています。

主な手法としては、「開店の宣伝をしている」などと言って自宅を訪問、ティッシュの引換券を配布、引き換えに行くと近所の住宅に案内され、包丁やザルなどをわたされ話を聞いているうちに高額な温熱治療器を勧められ契約させられる、というものです。

■SF商法(催眠商法)とは

「無料であげる」などといって人を集め、台所用品などを無料で配り、得した気分させ、最後に高額な商品売りつける商法です。契約を解除する場合は、契約後8日間以内にクーリング・オフの手続きをしてください。

※海外宝くじに関するダイレクトメールなども依然として続いているようですので、心当たりのないダイレクトメールや電子メール等には連絡したり、返事を送ったりしないでください。

相談先 徳島県消費者情報センター

相談電話 088-623-0110、088-623-0611

美波町役場総務企画課 ☎77-3611

由岐支所住民室 ☎78-2211